

議案第108号

三朝町中山間地域活性化基金条例の廃止について

次のとおり三朝町中山間地域活性化基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田秀光

平成18年9月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町中山間地域活性化基金条例を廃止する条例

三朝町中山間地域活性化基金条例（平成8年三朝町条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。